

阿武町起業化支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、阿武町起業化支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について規則で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金は、本町において新しく起業する者のほか、新分野への進出等により規模拡大を図る既存事業者（以下、「既存事業者等」という。）に対し、起業時における初期投資等の負担を軽減するため、予算の範囲内において補助金を交付することにより、本町内での起業を促し、本町の産業の振興及び活性化、雇用の促進を図ることを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 起業 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 事業を営んでいない個人が新たな事業を開始すること。

イ 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、同会社が事業を開始すること。

(2) 起業の日 法人の場合にあつては会社設立の日、個人事業者の場合にあつては開業の日をいう。

(3) 事業所 主たる企業活動の拠点（販売拠点、生産拠点、研究拠点その他町長が認めるもの）をいう。

(4) 既存事業者 町内で既に事業所を開業している事業主

(5) 新分野への進出 既存事業とは異なる新たな事業内容によって事業を開始することをいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることのできる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

(1) 起業の日に、町内に居住、または、居住を予定している者であること。

(2) 本町内に事業所を設置し、または、設置しようとしている者で、起

業が確実である具体的な計画を有する者。

(3) 町税を完納している者。

(4) 許認可等を要する業種を起業する者については、既に当該許認可等を受けている者、または当該許認可等を受けることが確実と認められる者。

2 前項に該当する者のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者から除く。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく届出を要する事業を営む者であるとき。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）または同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(3) 暴力団員が役員となっている団体。

(4) 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者。

(5) 補助対象事業が、国、地方公共団体及びそれらの外郭団体で実施している他の補助金等の対象になるとき。

(6) 加盟小売店の新設であるとき

(7) 事業の実施に関して、法的規制がかけられており、内容又は許認可に係る期間等に課題を有するとき。

(8) その他町長が適切でないと判断する事業を実施しようとするとき。

（補助対象事業等）

第5条 この補助金は、補助対象者が事業所開設を行うために必要な経費であって、別表第1に定める補助対象経費のうち、町長が適当と認めるもので、起業する業種が別表2に該当しないものとする。

2 補助金の交付は、1補助対象者につき1回限りとする。

（補助金額）

第6条 補助金の額は、前条の規定による補助対象経費に同表に定める補助率を乗じて得た額で、同表に定める補助限度額を上限とする。

2 前項の規定により算出した額に、千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、町が指定する期日

までに、阿武町起業化支援補助金交付申請書（別記第1号様式）に、補助対象者の区分に応じ別表第3に定める書類を添えて町長に申請しなければならない。

（審査会の設置）

第7条の2 町長は、前条に定める提出期限を経過した後、速やかに審査会を開催し、補助金交付申請書の内容を審査するものとする。

2 町長は、前項に定める審査会の開催にあたり必要と認めるときは、交付申請者に対して審査会への出席と事業の説明を求めることができる。

3 審査会の委員の構成は、町長が別に定める。

（補助金の交付決定）

第8条 町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、当該申請者が申請に必要な条件を備えていると認めるものについて、前条に定める審査会の意見を聴いて、その内容を審査し、適当であると認めるときは、決定事項及び交付金額を阿武町起業化支援補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、適当でないと認めるときは、阿武町起業化支援補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）によりそれぞれ通知する。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において必要があると認めるときは、当該決定に条件を付することができる。

（実績報告）

第9条 補助金の交付決定を受けた補助事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日または補助金の交付決定に係る会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、阿武町起業化支援補助金実績報告書（別記第4号様式）に、次の各号に定める書類を添えて町長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績報告書及び事業所開設経費明細
- (2) 支払い領収書、または、これに代わる書類
- (3) 法人登記、定款、開業届出書など事業の内容が分かる書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

（確定及び通知）

第10条 町長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内

容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、阿武町起業化支援補助金確定通知書（別記第5号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

（請求及び交付）

第11条 補助事業者は、前条の規定により補助金額の確定通知を受けたときは、速やかに阿武町起業化支援補助金請求書（別記第6号様式）を町長へ提出するものとする。

2 町長は、補助事業者から前項の請求があったときは、速やかに補助金を支払うものとする。

（補助金の返還）

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、すでに交付した補助金の全部の返還を命ずることができる。ただし、代表者本人の死亡または事故、災害等の事由により町長の承認を得た場合は、この限りでない。

- (1) 補助事業完了後、3年以内に許可なく事業を休止し、または廃止したとき。
- (2) 補助事業完了後、3年以内に許可なく当初計画を変更したとき。
- (3) 補助事業完了後、3年以内に事業所を町外に移転し、または譲渡したとき。
- (4) 個人において、その個人の住所を、補助事業完了後、3年以内に町外に異動したとき。
- (5) 虚偽、または、不正な方法により補助金の交付を受けたとき。
- (6) その他この要綱の規程に違反したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるとき。

（状況報告）

第13条 補助事業者は、町長の求めにより、補助事業等の実施状況及び事業完了後の経過状況を町長へ報告しなければならない。

（財産の管理及び処分）

第14条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後3年を経過する前に、補助事業により取得し、または、効用が増加し

た財産を処分しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより、当該補助事業者に入収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を町に納付させることができる。
- 3 補助事業者は、補助事業が完了した後も、当該事業により取得し、または効用が増加した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならない。

(補助金の経理等)

第 15 条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 3 年間保存しなければならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、公布の日から施行する。

別表1（第5条、6条関係）

補助対象経費

経費区分		事業内容	対象事業費	補助率	補助限度額	補助対象期間
起 業 費	事業拠点費	店舗工事費（内装・設備・看板設置等）、備品費（什器・作業機械・コピー機等）、賃借料（機械器具・店内什器等）、消耗品費、通信運搬費、手数料、委託費	30万円以上	2分の1以内	50万円以内	交付決定に定める事業開始日から事業完了日（最大、当該年度の3月31日までとする。）
	商品化促進費	原材料費、試作品製作等経費				
	従業員の人材育成費	従業員（起業者は含まない）のスキルアップのための研修費（受講料、旅費、講師謝礼、資料代、委託費等）				
	宣伝広告費	宣伝広告に要する経費（新聞広告、チラシ製作・配布、その他宣伝広告に必要とする経費）				
家賃	補助対象者が賃借した事業所の各月ごとの賃貸料（敷金、礼金、共益費、駐車場使用料及びこれらに類する経費は除く）					

別表2（第5条関係）
補助対象外とする業種（日本標準産業分類に準拠）

1	農業（農業サービス業及び園芸サービス業を除く。）、林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）、漁業
2	金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）
3	医療、福祉の医療業のうち病院、一般診療所及び歯科診療所
4	以下のサービス業等 易断所、観相業、相場案内業、芸妓業。芸妓斡旋業、場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業、興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）集金業、取立業（公共料金またはこれに準ずるものは除く。）宗教、政治・経済・文化団体

別表第3（第7条関係）

区 分	添 付 書 類
法人事業者	(1) 事業計画書(起業計画書及び事業所開設経費明細書)、開設事業所の位置図 (2) 履歴事項全部証明書 定款 (3) 申請者の町税の納税証明書またはこれに代わる書類 (4) その他町長が必要と認める書類
個人事業者	(1) 事業計画書(起業計画書及び事業所開設経費明細書)、開設事業所の位置図 (2) 税務署へ提出した開業届出書の写しまたはこれに類する書類 (3) 申請者の町税の納税証明書またはこれに代わる書類 (4) その他町長が必要と認める書類

別記

第1号様式（第7条関係）

平成 年 月 日

阿武町長

様

申請者 住 所

氏 名

印

阿武町起業化支援補助金交付申請書

平成 年度において、起業化支援補助金の交付を受けたいので、阿武町起業化支援補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 _____ 円

2 算出根拠

総事業費	補助対象経費	補助率	交付申請額
		1/2	

3 事業の目的及び内容

4 事業の実施期間（予定）事業開始日 平成 年 月 日から
事業完了日 平成 年 月 日まで

5 添付書類

- 1) 起業計画書及び事業所開設経費明細書、開設事業所の位置図
- 2) 履歴事項全部証明書、定款(法人)、または開業届出書(個人事業主)の写し
- 3) 申請者の町税の納税証明書、または、これに代わる書類
- 4) その他

起 業 計 画 書

平成 年 月 日作成

会社名

代表者名

所在地

電話番号

F A X 番号

メールアドレス

ホームページURL

1. 創業者のプロフィール

2. 経営理念・方針・ビジョン

3. 創業の動機・背景・目的等

4. 製品、サービスの名称・内容

5. 事業概要等

(1)現在の事業段階

(2)今後の計画

(3)年度別事業計画

(4)既存の事業と比較した製品、サービスの特色

ア 製品・サービスの新規性、独自性

イ 製品・サービスを支える新技術、ノウハウ等

(5) 製品・サービスの市場性、販売等の見通し
ア 市場動向、将来性、市場規模

イ 販売計画、既存事業との競合状況

(6) 組織・人員計画

ア 今後の組織形態(株式会社・有限会社・個人等)

イ 人員計画

① 当初

② 1年後

③ 3年後

(7) 収益確保の方法(販売先・販売方法・価格体系・広告宣伝方法・売上見込等)

(8) 事業実施上の問題点・リスク(克服すべき課題・懸案事項等)

(9) 今後3年間の損益計画、資金計画

ア 損益計画

	第1期	第2期	第3期
売上高			
原価			
経費			
営業利益			
営業外損益			
経常利益			
法人税等			
当期利益			

イ 資金計画

I 資金需要計画

	第1期	第2期	第3期
設備投資			
運転資金			
その他			
資金需要計			

II 資金調達計画

	第1期	第2期	第3期
設備投資			
運転資金			
その他			
資金需要計			

6. 協力者・支援者・他企業等のバックアップ(協力関係・支援内容等)

7. 事業スケジュール(事業所・設備機器等・開業資金等・従業員・許認可)

8. 現状の課題と今後の対策(技術面、人材等)

9. その他

第 2 号様式（第 8 条関係）

第 号
平成 年 月 日

様

阿武町長

阿武町起業化支援補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった起業化支援補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、阿武町起業化支援補助金交付要綱第 8 条の規定により、通知します。

記

1 交付決定額 _____ 円

2 交付決定の内容

(1) 申請された事業のうち対象となるもの

(2) 申請された事業のうち対象とならないもの

(3) その他

3 補助事業の実施期間 事業開始日 平成 年 月 日から
事業完了日 平成 年 月 日まで

4 交付の条件

第3号様式（第8条関係）

第 号
平成 年 月 日

様

阿武町長

阿武町起業化支援補助金不交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった起業化支援補助金については、下記の理由により不交付とすることに決定したので、阿武町起業化支援補助金交付要綱第8条の規定により、通知します。

記

不交付の理由

第4号様式（第9条関係）

平成 年 月 日

阿武町長 様

申請者 住 所
氏 名 印

阿武町起業化支援補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった起業化支援補助事業を下記のとおり実施したので、阿武町起業化支援補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 交付決定額 _____ 円

2 添付書類

- 1) 事業実績報告書及び事業所開設経費明細書、収支決算書
- 2) 支払い領収書、または、これに代わる書類
- 3) 法人登記、定款、開業届出書など事業の内容がわかる書類
- 4) その他

事業実績報告書

氏名	
起業内容	
店舗名	
店舗所在地	
営業開始日	
補助対象設備の内容	別添写真のとおり

事業所開設経費明細書

(1) 収入の部

項 目	金 額(円)	備 考
合 計		

(2) 支出の部

項 目	金 額(円)	備 考
合 計		

第5号様式（第10条関係）

第 号
平成 年 月 日

様

阿武町長

阿武町起業化支援補助金確定通知書

平成 年 月 日付けで実績報告のあった起業化支援補助金については、阿武町起業化支援補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので、通知します。

記

1 補助金確定額 _____ 円

第 6 号様式(第 1 1 条関係)

平成 年 月 日

阿武町長 へ

申請者 住 所
氏 名 印

阿武町起業化支援補助金請求書

平成年 月 日付け指令 第 号で確定通知のあった起業化支援補助金について、阿武町起業化支援補助金交付要綱第 1 1 条第 1 項の規定により、請求します。

記

1 請求額 _____ 円

2 口座振込先

金融機関名	銀行	支店
預金種別	1 普通	2 当座
口座番号		
(フリガナ) 口座名義人		